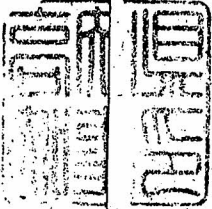


審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

関係保護の  
実施機関 [REDACTED]  
[REDACTED]

当該不服の 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」  
処 分 等 という。）に基づく保護申請却下処分（以下「原処分」  
という。）



平成22年11月18日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

本件審査請求を容認し、[REDACTED]が審査請求人に行った原処分は、これを取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）は、離婚に伴う収入減から生活費に困窮し、平成22年8月24日に生活保護の申請を行ったが、保護開始後における高額家賃に対する転居指導及び自動車保有に対する処分指導を請求人が拒否したことを理由に、[REDACTED]（以下「処分庁」という。）から原処分を受けた。

請求人は、当該保護申請に対する原処分について、決定に係る通知書面には、法第24条第2項により決定理由を附さなければならないこと、また、転居及び保有自動車の処分に関する処分庁の対応についても納得できず、処分決定に違法性があるとして本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

ア 趣旨

処分庁が、平成22年9月22日付けで請求人に対して行った、原処分を取り消す旨裁決を求めるもの。

イ 理由

(ア) 行政手続き上の瑕疵

申請却下の決定をした場合、申請者に対して書面をもって通知しなければならず（法第24条第1項）、通知書面には決定の理由を附さなければならない（法第24条第2項）。

理由附記の程度については、「どのような理由・要件により、当該処分が行われたのか相手方に十分認識できる程度に示すことが必要」（平成14年3月6日生活保護関係全国係長会議資料）としている。

本件通知書の理由には、「その他」と記載されているのみで具体的根拠がない。これにより、却下処分は取り消されるべきである。

(イ) 「転居の意思」について

請求人は、現居宅が高額家賃であることから、処分庁より低家賃への転居指導を受けたが、当該時点において転居費用はなく、保護開始後の転居を希望した。

従って、「転居の意思がない」との指摘はあたらない。

(ウ) 自動車の保有について

a 請求人は、二人の子を保育所（園）へ送迎するために自動車を使用している。自宅と保育所間の公共交通機関はない。また、徒歩で送迎可能な保育所は現在空きがないとのこと。

b 請求人は、子の保育とともに早急な求職活動を目指しており、育児、就労の両立のためにも自動車の保有が必要である。

c 財産価値のない本件自動車を、保護開始に係る要否判定の要素とすることは不当であり、自動車保有の是非は、保護開始後の問題である。

(エ) 請求人世帯の急迫状態について

請求人の収入は、現在子ども手当、児童扶養手当のみであり、手持ち金等もなく、社会福祉協議会より米の援助を受けている状況である。このまま放置すれば急迫状態に陥ることは明白である。

(3) 処分庁の弁明

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 行政手続き上の瑕疵について

本件決定通知書の理由として、「その他」と記載していることについては、原処分が、請求人の「自動車を処分してまで生活保護を受給する意思はないため、申請を却下してもらってよい。」との意向に沿うものであり、却下理由は十分認識されているものであるため、却下処分を取り消す理由には当たらない。

#### イ 「転居の意思」について

請求人が現在居住するアパートの家賃（                    円/月）は、生活保護住宅扶助費の基準額（以下「住宅基準額」という。）（26,000円/月）を上回っており、保護開始後は速やかに住宅基準額内への転居が必要となる旨説明を行ったが、請求人は家庭の事情から一定の部屋数が確保されなければならないなど、公営住宅への応募についても難色を示し、請求人が主張する保護開始後における住宅基準額内への転居の意思があったことについては、事実と異なる。

#### ウ 自動車の保有について

##### （ア）保有の要件等

自動車の保有が容認される要件としては、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日 社保第3.4号 厚生省社会局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）問第3の9による「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合及び公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合」、また、課長通知問第3の1.2による「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合」において、それぞれ各要件に該当することが必要であり、本件については以下のとおり当該要件を充足しているとは言えず、保有の容認ができないもの。

- ・ 請求人は公共交通機関が著しく困難な地域に居住していない。
- ・ 請求人は就労しておらず、自動車の維持費を大きく上回る勤務収入が見込めないこと、その他、自動車の維持に要する費用の見通しも立っていない。

##### （イ）世帯の自立について

将来的な就労開始のために自動車の保有が必要となる場合には、課長通知問3の9-2により概ね6ヶ月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれるものであって、自動車の処分価値が小さく、維持費の捻出が可能な場合に処分指導が保留されるものであり、車の使用を認める趣旨ではない。

これらのことから、請求人は維持費の捻出が困難であり、就労再開の目途も立っていない状況であるため、処分保留が可能となる要件には該当しないもの。

##### （ウ）自動車の保有と保護開始時における要否判定について

請求人に対し、（ア）及び（イ）について、保護開始後の指導・指示として説明したものであり、自動車の保有のみをもって保護の要否判定の要素としていない。

##### （エ）請求人の窮迫状況について

請求人は、子ども手当及び児童扶養手当の支給申請をしており、困窮状態ではあったものの、急迫にて開始すべき状態にはなかった。

#### （4）請求人の反論

弁明書記載の「自動車を処分してまで生活保護を受給する意思はないため、申請を取消してもらいたい」及び「請求人の意向に沿って却下処分をした」との事実については否認する。請求人は生活保護を受給する意思であった。

ア 請求人は、保護申請時において無職で収入はなく、離婚直後で■■■■の子の扶養と■■■■を控え、また、家賃延滞から住居の明け渡しを迫られていることから急迫状態は明白であり、ただちに保護の開始が必要である。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）「第10保護の決定」及び局長通知第11「1保護申請時における助言指導」により、高額家賃や処分価値のない車については、保護の要否判定の根拠とはならず、保護適用後における法の目的達成のために必要と認められることに関する処遇上の課題となる。

そもそも、「高額家賃に対し転居の意思のないこと」及び「保有自動車に対し処分意思はなく長期保有の予定のため」との理由は、保護申請却下処分の理由としては成り立たず、原処分においてその外に理由は示されていない。

以上のことから原処分は取り消されるべきものである。

#### (5) 事実認定

ア 請求人は、平成22年8月24日に生活保護申請を行ったこと。

イ 処分庁は、請求人からの保護申請内容を確認するため、請求人より意見聴取したこと。また、請求人に係る預貯金調査、生命保険調査、課税調査、年金調査を実施したこと。

ウ 処分庁は、請求人が「住宅基準額を超える高額家賃のアパートからの転居に難色を示したこと」及び「子どもの保育通園と出産後に備え自動車保有に固持したこと」を理由として、平成22年9月22日に診断会議を開催し、原処分を決定したこと。

エ 処分庁は、請求人に対し、平成22年9月22日付けで保護申請却下決定の通知を行い、当該決定通知書の却下理由を「その他」としたこと。

#### (6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が請求人からの保護申請に対して、当該却下理由を「その他」として原処分を行った行為が、妥当であるといえるか否かである。

#### (7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。

また、法第24条第1項では、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもってこれを通知しなければならない。」とあり、同条第2項で、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」とされている。

さらに、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）「1申請相談から保護の決定までの対応」（3）において、「保護の要否判定、保護の決定にあたっては、要保護者への調査指導を徹底し、資産、能力及び他法他施策の活用等が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。）にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。」とされている。

これを本件についてみると、処分庁は原処分に当たり、「住宅基準額内の居宅への転居指導に難色を示したこと。」「自動車の処分指導に従わず、その保有に固持したこと。」を根拠として決定し、請求人に原処分の通知を行ったが、当該通知の決定理由が事実認定工にあるように、「その他」となっている。これは、請求人が決定理由と理解できる内容とはいえ、当然に違法な行為であることに疑いの余地はない。

また、住宅基準額を超える家賃の居宅からの転居や自動車保有に関する認否については、あくまで指示・指導の範疇であり、保護の要否における要件とはなり得ず、これは保護開始時及び保護受給後においても同様である。

さらに、自動車の処分価値の調査が十分行われていない状況においては、自動車の処分に関して資産能力、他法等利用しうる資源の活用を怠り、忌避していることには当てはまらなると考える。

従って、処分庁が行った原処分は、不当な行為であったと判断する。

以上のとおり、本審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成23年1月13日

高知県知事

尾崎 正直

